

隠岐広域連合消防本部通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム機器更新事業 公募型プロポーザル実施要領

令和5年10月2日
隠岐広域連消防本部

1 事業の趣旨及び概要

当消防本部が運用する現行の通信指令システム及び消防救急デジタル無線システムは、導入後約10年が経過し、万が一、老朽化による不具合が発生し当該システムが停止した場合、迅速かつ適切な災害対応ができず、住民に多大な不利益を与えることになり兼ねないため、令和6年度から令和8年度の3カ年にて通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム一体で更新することを予定している。

更新する通信指令システム及び消防救急デジタル無線システムは、最新の情報通信技術を導入し、その安全性及び信頼性を確保するとともに、迅速かつ的確に対応できる消防体制、指令管制機能の強化を行うため、設計、施工及び維持管理を一体として技術提案を広く求める「公募型プロポーザル方式」により、最も優れた提案をした事業者を契約の相手方として選定することを基本とする。

2 提案の審査及び契約の方法

公募により、参加資格を有する者から、通信指令システム及び消防救急デジタル無線システムに関する提案を受け、「隠岐広域連合消防本部通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム機器更新事業者選定委員会」において、提出された提案書等の審査を行い、総合的に最も優れた提案を行った者を、優先交渉権者とする。

なお、提案書等の審査に関する必要な事項は、「隠岐広域連合消防本部通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム機器更新事業者選定委員会」においてこれを定める。

契約に際しては、提案の内容と消防本部の意向について協議調整を行った上、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。

3 提案上限額

総額 922,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

【事業年度ごとの上限額】

令和6年度 400,000,000 円

令和7年度 400,000,000 円

令和8年度 400,000,000 円

上記の上限額は、本工事に掛かるすべての費用を含むものとする。

参加者は、上記の事業年度ごとの上限額及び総額を超えない範囲で提案をすること。

上限額を超えて提案を行った場合は、失格となるので留意すること。

4 提案参加資格

本提案への参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から公募の日現在において、隠岐広域連合の構成団体（島根県、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）の入札参加資格者指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 通信指令システム及び消防救急デジタル無線システムの導入実績等について以下の要件を満たすこと。
 - ア 島根県内において過去10年以内に離島型以上の通信指令システム及び公共用無線システム（260 MHz 帯）の導入実績があること。
 - イ 島根県内において現在上記システムの保守契約を請け負っていること。

5 企画提案書に関して

- (1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は企画提案の選定以外に使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

6 提案への参加申込及び辞退

- (1) 提案への参加を希望する者は、必要事項を記入のうえ以下のものを提出すること。

ア 提案参加申込書 【様式1】

イ 会社情報【任意様式】

(ア) 会社名

(イ) 代表者名

(ウ) 所在地：郵便番号、住所、電話番号、ホームページアドレス

(エ) 組織

(オ) 提案責任者氏名及び類似システムの経歴

(カ) 担当者名：郵便番号、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(キ) 契約関連担当者氏名

(ク) 提案システム導入実績

離島型以上のシステム構築・導入実績及び公共用無線システム（260 MHz 帯）
構築・導入実績

(ケ) 提案システム保守契約状況

提案書提出時点での上記システムの保守契約状況

(コ) 決算書の添付

過去3年間の決算書を添付すること。

(サ) 事業概要

事業概要が分かる、会社案内等の資料を添付すること。

ウ 誓約書 【様式2】

エ 提案参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、【様式3（辞退届）】を提出すること。

(2) 提出期限

令和5年10月23日（月曜日）午後5時まで。（必着）

(3) 提出先

隠岐広域連合消防本部 警防課

所在地：〒685-0025 島根県隠岐郡隠岐の島町平440番地1

電話：08512-2-2300

担当者：黒澤 聡

(4) 提出方法

上記提出先へ直接持参又は郵送による。

郵送で提出する場合は、封筒表面に「プロポーザル関係書類在中」と朱書きし、配達証明付き書留郵便により送付すること。

(5) 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果は、電子メールにて通知する。

7 質問の受付期間、提出方法及びその回答方法

(1) 受付期間

令和5年10月25日（水曜日）午前9時から

令和5年11月 3日（金曜日）午後5時まで

(2) 提出方法

質問は【様式4（質問書）】により下記担当者宛に電子メールにて送付すること。なお、電子メール以外での質問は受付不可。

〔担当者〕警防課 黒澤 聡 mail: tuushin@okikouiki.jp

(3) 回答方法

質問内容と併せて電子メールで、参加者すべてに回答する。

8 企画提案書等の作成等

企画提案書等の作成にあたっては、以下の要領に基づいて作成すること。

(1) 企画提案書

ア 提出書類は、自由書式とし、原則A4判で、目次を除き本文にページ数を付すること。

イ 企画提案書の用紙方向は、横長とすること。

ウ 企画提案書は、両面印刷で作成すること。

エ 提案内容は、その考え方等について、文章、表及び図等で簡潔かつ明瞭に記述すること。

オ 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とす

ること。

カ 企画提案書は、書面で提出するほか、同内容を記録した電子媒体も合わせて提出すること。

キ 企画提案書の作成にあたっては、「消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム機器更新事業要求水準書」の提案項目に従って項目番号を付して記述すること。

(2) 提案書の内容

提案内容は、当消防本部の規模、条件及び人員等を考慮し、かつ「消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム機器更新事業要求水準書」に沿ったものとする。提案の具体的項目は以下に示すとおり。

ア システムの基本構造及び機能について

イ システムの安全性及び信頼性について

ウ 事案処理の操作性、機能性及び情報判読の容易性について

エ 同時複数事案発生時の対応について

オ 長時間停電に対する対応について

カ 消防指令システムと消防救急デジタル無線との連携及び接続について

キ 消防業務の効率化（消防業務支援システム）について

ク 各種障害時の対応（保守管理体制）について

ケ 維持管理及び運営経費の削減について

コ 運用までの消防本部側のデータ整備等について

サ 現システムからの移行について

シ 整備スケジュールについて（設計含む）

ス 工事中の対策について

セ 運用前の研修について

ソ その他特徴的な機能等について

(3) 見積書

ア 消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムを区分し、事業年度毎に作成すること。

イ 年間保守費用については、10年分を年度に分けて記述すること。

ウ 消費税抜きと消費税（10%）込み費用額が分かるように記述すること。

エ 様式は自由とする。

(4) 提出部数

ア 企画提案書【10部・電子媒体1式】

イ 見積書【1部】

(5) 提出期限

令和5年11月17日（金曜日）

(6) 提出先

隠岐広域連合消防本部 警防課

所在地：〒685-0025 島根県隠岐郡隠岐の島町平440番地1

電話：08512-2-2300

担当者：黒澤 聡

(7) 提出方法

土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までに持参すること。

9 無効となる企画提案

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 「消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム機器更新事業要求水準書」の指定する記載事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるもの。

10 事業者選定委員会の実施

(1) 実施日

令和5年11月30日（木曜日）予定

〔詳細スケジュールは、後日連絡する〕

(2) 場所

島根県隠岐郡隠岐の島町平440番地1 隠岐広域連合消防本部 講堂

(3) 提案時間

実施時間は1業者あたり40分とし、その後10分を質疑応答時間とする。

※プロジェクターを使用した説明も可能とする。準備は事務局で行うのでメール等で事前に知らせること。

(4) 審査は非公開とする。

(5) 審査結果

審査結果は、一週間以内に電子メールにて連絡し、後日書面にて通知する。

11 契約の締結

(1) 審査により、優先交渉権者として認定された者と契約締結を行う。ただし、交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(2) 提案書等の提出者が1者となった場合は、審査の結果、一定以上の評価であれば、契約候補者とする。

(3) 企画提案書の扱い

本プロポーザルにて、優先交渉権者に特定された参加者の企画提案については、提案内容がすべて実際の工事に採用されるものではなく、契約交渉時に改めて協議の上、発注者が必要と認める範囲内で発注仕様書に反映するものとする。

- (4) 本事業の支払条件については、隠岐広域連合の規定に従い行うこととし、別途受注者と協議を行うものとする。
- (5) 契約締結後においても、本事業の遂行にふさわしくない事項（反社会的行為）が明らかになった場合には、財務規則に基づいて契約の見直しや、それに伴う損害賠償を求めることがある。

12 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ア 書類提出後の差し替え及び追加等の再提出は認めない。ただし、審査に影響のない範囲において事務局から提出書類の修正を求める場合がある。
 - イ 提出書類に記載した配置技術者は、病休、死亡及び退職等のきわめて特別な場合を除き、変更することはできない。
 - ウ 提出された書類の著作権は、当該書類を作成した参加者に帰属するものとするが、発注者が必要と認める場合には、提出書類は無償で使用できることとする。
- (2) 提出された企画提案書等の内容について疑義が生じた場合、事務局から参加者にヒアリングを行う場合がある。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。
- (4) 参加者は、本事業にて知り得た内容は他人に漏らしてはならない。
- (5) 審査・選考結果に関する質問及び異議申立ては、一切受け付けない。